

船舶事故調査報告書

平成27年11月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月16日 09時10分ごろ
発生場所	福井県美浜町早瀬北方沖 早瀬港防波堤灯台から真方位343° 2,800m付近 (概位 北緯35° 38.47' 東経135° 54.06')
事故調査の経過	平成26年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ドラゴン、5トン未満 232-35163埼玉、個人所有 3.89m (Lr) × 1.79m × 0.86m、FRP ガソリン機関、89.73kW、平成14年3月 B 水上オートバイ マリ 1201、0.1トン 270-47616三重、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213.00kW、平成25年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 48歳 二級小型船舶操縦士（1マイル限定）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年9月3日 免許証交付日 平成25年3月22日 (平成27年4月1日まで有効) B 船長B 男性 43歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年9月26日 免許証交付日 平成22年3月29日 (平成27年9月25日まで有効)
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A） B なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部防舷材に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、左舷側の座席に家族1人（以下

	<p>「同乗者A」という。)を乗せ、遊走の目的で、美浜町のマリーナを出発し、B船ほか1隻の水上オートバイと共に福井県若狭町烏^う辺^べ島に向かった。</p> <p>船長Aは、早瀬北方沖を約30ノット(kn)の対地速力で西北西方に向けて航行中、右舷方約20mの所を同航していたB船が、急に接近してきたので、左舵一杯に取ったものの、平成26年8月16日09時10分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>同乗者Aは、衝突の衝撃で座席から投げ出されて腰を打ち、A船でマリーナに戻ったのち、搬送された病院で腰椎骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、早瀬北方沖において、A船と衝突した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	船長A及び同乗者Aは、救命胴衣を着用していた。
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B 不明</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B 不明</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B 不明</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、早瀬北方沖を西北西進中、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷方を同航していたB船と約20m離して約30knで航行していたことから、B船の接近に気付いて左舵一杯を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、早瀬北方沖を西北西進中、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、早瀬北方沖において、A船及びB船が共に西北西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊走中は、互いに安全な船間距離を保つこと。

付図1 事故発生経過概略図

